

静岡県野球連盟規程細則

1 項 一般チームの編成（大会でベンチに入れる人員）

- (イ) 監督、コーチを含む選手10名以上20名以内
- (ロ) 部長（チーム責任者）…………… 1名
マネージャー（選手として登録しない場合）…… 1名
スコアラー…………… 1名 } 男性に限らない
- (ハ) 総監督、部長、マネージャー、スコアラーが選手（男性）として登録することはできるが、20名の範囲内とする。この場合、ユニホームを着用し背番号を付さなければならない。

2 項 一般チームの昇格、降格

- (イ) 次のチームは次年度より昇格しなければならない。
 - 1. 東日本大会の県代表チーム
 - 2. 高松宮賜杯大会の東海ブロック代表チーム
- (ロ) 昇格されたチームが降格する場合は、昇格後2年が経過し、会長が認めたものに限る。
- (ハ) 支部内の昇格、降格は支部長が厳格に審査し、決めるものとする。

3 項 少年チームの編成（大会でベンチに入れる人員）

- (イ) 監督30番1名、コーチ29番、28番2名以内（成人者）
- (ロ) 選手……主将10番、選手0番～27番で10名以上20名以内
チーム責任者（引率責任者）成人…………… 1名
マネージャー（選手として登録しない場合）…… 1名
スコアラー…………… 1名 } 男性に限らない

4 項 国民体育大会の出場資格と予選会等

- (イ) 国体の出場資格
 - 1. 連盟の定める規程、規程細則、競技者規程、競技者規程細則のほか、国体に関する参加者資格等について定める。
 - 2. 国体の種別は、成年男子とする。

3. 参加資格は連盟に登録しているチーム及び選手。または、連盟に登録されていないチーム及び選手であっても、連盟の定める規定を遵守する承諾書を末端支部を経由し支部に提出することにより仮登録とみなし、出場することができる。ただし、外国人の出場資格要件については、国体実施要項総則の定めによる。
4. 高校年齢層の生徒は、出場することができない。
5. 年齢に関する基準は、その年度の4月1日を基準日とする。
6. 参加しようとする当該年の前年、前々年の大会（都道府県大会およびブロック大会を含む。）において選手及び監督の資格で参加した者は、次の場合を除き、前年、前々年と異なる都道府県から参加することはできない。
 - (1) 前年度に学校教育法第1条に規程する学校を卒業した者。
 - (2) 結婚又は離婚に係る者。
 - (3) ふるさと選手制度を活用する者。
7. チーム編成については国体実施要項・軟式野球競技に定める他、次のとおりとする。
 - (1) チーム及び選手は、毎年出場することができる。
 - (2) 元職業野球競技者で連盟が認めた選手は、競技者規程細則第6条第1項第1号の規定を適用する。

(ロ) **国体の予選会等**

1. 国体の予選会を行う場合は、末端支部予選会より実施しなければならない。
2. 支部予選会を行って、ブロック予選会の代表権を得たチームは、支部予選出場から補強し、ブロック予選会に出場することができる。
3. ブロック予選会に出場したチームは、メンバーを変更して本国体に出場することはできない。ただし、疾病、傷害等の特別な場合は資格審査の上、認めることもある。その届出は別に定める国体参加資格の規定による。なお、北海道大会はブロック予選会と位置づける。
4. 国体に出場するチームは、チーム名及びユニフォームの胸マークを都道府県名としなければならない。

(ハ) **チーム編成（ベンチに入れる人員）**

1. 監督を含む選手16名以内、ただし、県大会までは20名以内で良い。

5項 大会の代表チーム

(イ) 代表旗は必ず持参すること

1. 天皇賜杯大会 …… 全軟連より支給されている代表旗
2. 高松宮賜杯大会 …… 全軟連より支給されている代表旗
3. 国民体育大会 …… 使用しない
4. 東日本大会 …… 全軟連より支給されている代表旗
5. 中部日本都市対抗大会 …… 中日新聞より支給されている代表旗
6. 少年大会 …… 現地で貸与する
7. 学童大会 …… 現地で貸与する

(ロ) 参加申込書は期日を厳守し、資格確認の上、登録番号、級別を記入し、会長の印を押し、下記宛、開催県に送付すること。

1. 開催地実行委員会 (二 部)
2. 全軟連 (一 部)

6項 大会の開催

(イ) 県大会を主管する支部にあっては同一大会の3チーム出場はできない。(国体・学童部は除く)

(ロ) 連盟主催の大会に行政、報道関係を、共催または後援とすることができる。

(ハ) 企業を協賛とすることができる。

(ニ) (ロ)(ハ)については連盟の承認を必要とする。

7項 全国大会を本連盟が主管する場合

1. 開、閉会式は、同一球場で行うことを原則とする。
2. 開会式の挨拶者は、全軟会長、県代表者、会場地の代表者、県連会長とし、特別事情が発生した場合は、全軟会長の承認による。
3. 開会式、監督・主将会議の席上、祝電、役員の紹介は行わないこと。
4. 監督・主将会議には、各会場の責任者、審判責任者は出席すること。

8項 大会において不正を行ったチームに対する措置

1. 試合中に発見された場合、その試合を没収し、相手側に勝利を与える。
2. 試合終了後に発見された場合、次の相手に勝利を与える。
3. 決勝戦終了後に発見された場合、準優勝チームを優勝とする。

4. 個々の選手の不正は、チームの責任とする。
5. 試合に関連して、暴力行為を行った選手は、その試合以降最低その年度の出場を停止する。
6. 上記措置は、全ての大会に適用する。

9項 連盟主催の大会に棄権した場合

1. 棄権した原因がチーム（選手）にある場合、そのチーム（選手）は、1ヶ年間連盟の主催する翌年度の同種大会への出場を停止する。
2. 次の事由により棄権した場合、特別処置は行わない。
 - (イ) 天災による場合
 - (ロ) 集団罹病による場合
 - (ハ) 集団で交通事故により参加不能となった場合
3. その他の場合は、理事会で処置を決定する。
4. 支部を代表するチームが棄権することのないよう予め配慮しなければならないが、このような事態が生じた場合、期間的に可能な場合は、代替りのチームを選ぶこと。これになされずに棄権チームを出した支部に対しては、理事会で審議の上、翌年度の同種大会への出場停止、その他の処置をする。

10項 用具、装具

1. 用具

(イ) 使用球（連盟公認球）

1. 一般 A号
2. 少年部 B号
3. 学童部 C号

(ロ) バット

1. 1本の木材で作った木製バットの他、竹製、木製などの接合バット（公認制度はない）
2. 金属、ハイコン（複合）バットは、J.S.B.Bのマークの公認のものに限り、色の制限はない。但し単色。

2. 装具

(イ) マスク

連盟公認のもの以外は使用できない。

(ロ) レガーズ、プロテクター

1. 捕手は、連盟公認のレガーズ、プロテクターを着用のこと。

(ハ) ヘルメット

1. 打者、次打者及び走者、ベースコーチは、S.Gマークの公認の軟式野球用を着用のこと。

2. 一般、イヤーフラップは、片側、両側いずれでもよい。

3. 少年、学童大会は、打者、走者、ベースコーチとも、両側イヤーフラップ付を着用のこと。

3. ユニフォーム、その他

1. 同一チームの選手（監督、コーチ含む）は、同色、同形、同意匠のユニフォームでなければならない。なお、すそ幅の広いストレートタイプのパンツは着用を禁止する。

2. 袖の長さは両袖同一で、左袖に日本字又はローマ字による県名以外着けてはならない。なお、右袖には、社章、商標、クラブのマスコット等を着けることは差し支えない。

3. 背番号は0番から30番とし、参加届に記載されている選手は全員がかならず着けること。

4. 監督30番、主将10番、コーチ29番（少年は29番、28番とする）

5. 背番号の規格は、長さ15.2cm～21cm、幅16cm、太さ4cm以内

6. 胸のチーム名は日本字、ローマ字いずれでもよい。また、チーム名の代わりにマークをつけることができる。但し、統一すること。

7. 帽子、ストッキングは、同色、同形、同意匠のものとする。

8. スパイクは、同色、同意匠のものとする。但し、ワンポイントの商標は同色とみなす。

9. アンダーシャツは同色のものとする。

10. ユニフォームの背中に選手名をつけてもよい。ただし、背番号の上にローマ字で姓のみとする。つける場合はチーム全員つけること。（同姓のものがある場合、

名前の頭文字を入れても良い)

4. 審判員装具、その他

1. マスクは、連盟公認のものを使用する。
2. インサイドプロテクターを使用してもよい。
3. 公認審判員ワッペンを着用のこと。(県大会以上)
4. 服装は、県連指定の上下服か、長袖、短袖縦じまシャツを着用する。

11項 職業野球競技者で退団後のアマチュア復帰は次による。

1. 円満退団後、満1年経過した者で次の条件を具備した者に限り役員、審判員及び選手として復帰申請ができる。
 - イ. 職業野球退団者連盟復帰申請書
 - ロ. 最終所属球団の円満退団証明書
 - ハ. 履 歴 書
 - ニ. 所属支部長の推薦書
2. 上記書類を受けた会長は、資格審査を行い、適格と認めた場合、全軟連会長に申請する。
3. 全軟連のアマチュア資格審査委員会は、審査結果を理事会の議を経て、県連会長に報告する。
4. 復帰を認められた者は次の通り登録が認められる。
 - (イ) Aクラスへの登録は2名以内とし、40歳を超えた者は制限外とす。
 - (ロ) B、Cクラスへの登録は1名以内とし、40歳を超えた者は制限外とす。
 - (ハ) 少年チームは各部とも監督、コーチとして登録できる。

12項 職業野球との関連事項は次による。

1. 職業野球競技者と一緒に試合または練習することや、催物等に出ることはできない。(球団支配下の選手、スカウト、マネージャー、リーグ所属者審判員)
2. 職業野球競技者から指導を受けることは、原則としていけないが、一時的(2日以内)の場合に限り差支えない。但し、その指導者がベンチに入ることはできない。
3. 職業野球の試合または、催物等の主催、後援、協賛等は差支えない。またその収入が支部の発展のための資金等であれば差支えない。この場合連盟の承認が必要である。

13項 金銭、物品等が関与する場合は次による。

1. 金銭または報酬を受け、新聞、雑誌その他印刷物及びテレビ、ラジオ等において営利的な宣伝に利用し、または利用されてはならない。また金銭等を受けない場合でも連盟の承認が必要である。
2. 金銭または同等の報酬を受け、試合に参加し、また指導することはできない。
3. 主催する大会に賞金または高価な賞品を出してはならない。また、このよう大会を共催、後援、協賛してはならない。
4. 主催する大会に参加するチームへの報償は、次の物品を最大限とする。
 - (イ) 参加章、メダル、バッジ等で高価でないもの
 - (ロ) タテ、カップ等（渡しきりの物は、高価でないこと）
 - (ハ) 旗等（持ち廻り）
 - (ニ) 協賛者からであっても高価な賞品はいけない。

14項 会員登録について

1. 移籍の場合、当該選手は移籍日より3ヵ月間は大会に出場できない。
2. 登録抹消された選手は、新たに登録された日より3ヵ月間は大会に出場できない。
3. 移籍選手は、前所属チーム責任者の承認印ある証明書が必要である。
4. 新規登録選手は、登録と同時に大会に出場できる。但し抽せん会終了後の場合は、その大会に出場できない。
5. 学校卒業見込みの者は、卒業予定日の前月より準登録ができる。この場合、卒業と同時に正登録となり大会に出場できる。準登録者は20名の枠内とする。

15項 大会運営について

1. 参加申込票は、連盟指定の用紙に必要事項を記入し、支部長承印の上提出する。
2. 抽せん会について
 - (イ) 出席しないチームは原則として失格とする。この場合参加料は、当該支部の責任で納入する。
 - (ロ) 交通事故等で遅延する場合は、電話にて連絡すること。
 - (ハ) 天災等でチームが出場不能の場合は、かわりのチームを出場させること。
 - (ニ) 代表チームが決定しない時は支部より代理出席すること。
3. 試合開始定刻に集合しないチームは棄権とみなし、相手チームに勝を与える。

4. 大会会場にてチームは、直ちに本部に届け出て、メンバー交換用紙を受けとること。
5. 第1試合の両チーム主将は、開始30分前にメンバー交換用紙に記入したものを本部に提出し、当該審判員立会いのもと攻守を決め、注意事項の説明をうけること。
第2試合以降は、試合開始予定1時間前に同様手続きを行うこと。
6. 特別継続試合（延長戦の場合、12回で中断）
 - (イ) その日の最終試合は、勝負の決するまで行う。
 - (ロ) 第1試合以降の場合は、最終試合終了後または別会場で行う。
 - (ハ) 優勝戦の場合は、翌日再試合とする。
7. 試合が予定以上延引した場合は、補助球場で行うことがある。
8. コールドゲームは次による。
 - (イ) 5回以降10点差ある場合
 - (ロ) 7回以降7点差ある場合 } 準決勝まで適用
- (ハ) 天候不良、その他の場合、7回以降とする。(全試合)
9. 次の事項は禁止する。
 - (イ) バット素振り用リング（鉄、ゴム製）
 - (ロ) マスコットバット代用の鉄パイプ等
 - (ハ) 投手の手首につけるリストバンド（サポーター）
10. 試合中の抗議は、監督と当該選手、または主将と当該選手に限る。
11. 県大会に前年度優勝チームが欠場する場合、原則として前年度準優勝チームが出場する。これも欠場の場合、主管支部より出場させる。
12. 同一チームが2つ以上の大会に出場し、試合日程が重複する時は上位の大会に出場すること。この場合、下位の大会を考慮すること。
13. 大会参加料は、内規で定める。
14. 大会の主管支部は、大会終了後報告書（様式1）を作成し、連盟に提出する。
15. 連盟後援名義の使用については、予め連盟に使用許可申請書（様式2）を提出し、承認を受けなければならない。

16項 審判員の裁定

1. 審判員の判断に基づく裁定は、最終的なものである。監督、主将、選手がその裁

定に対し異議を唱えるべきではない。(必要以上の)

2. 原則として控え審判員を設ける。試合中、審判員が明らかに規則の適用を誤った場合等には、直ちに当該審判員にその旨伝え、判定を訂正するよう助言することができる。この場合、大会正副委員長、大会正副審判長にもその権限が与えられる。
3. 試合中、審判員の判定に不平、不満を表現してはならない。禁止事項に違反した場合、一度は警告するが、再度の場合は除外する。
4. 試合中、審判員(選手)に暴力を働いた者は、直ちに退場させる。
5. 応援団の不法行為に対しては、チームまたはチーム責任者がその責を負う。
6. 上記、4、5の場合は会長に報告し、審査委員会にはかり処置する。

平成21年2月7日 一部改正